

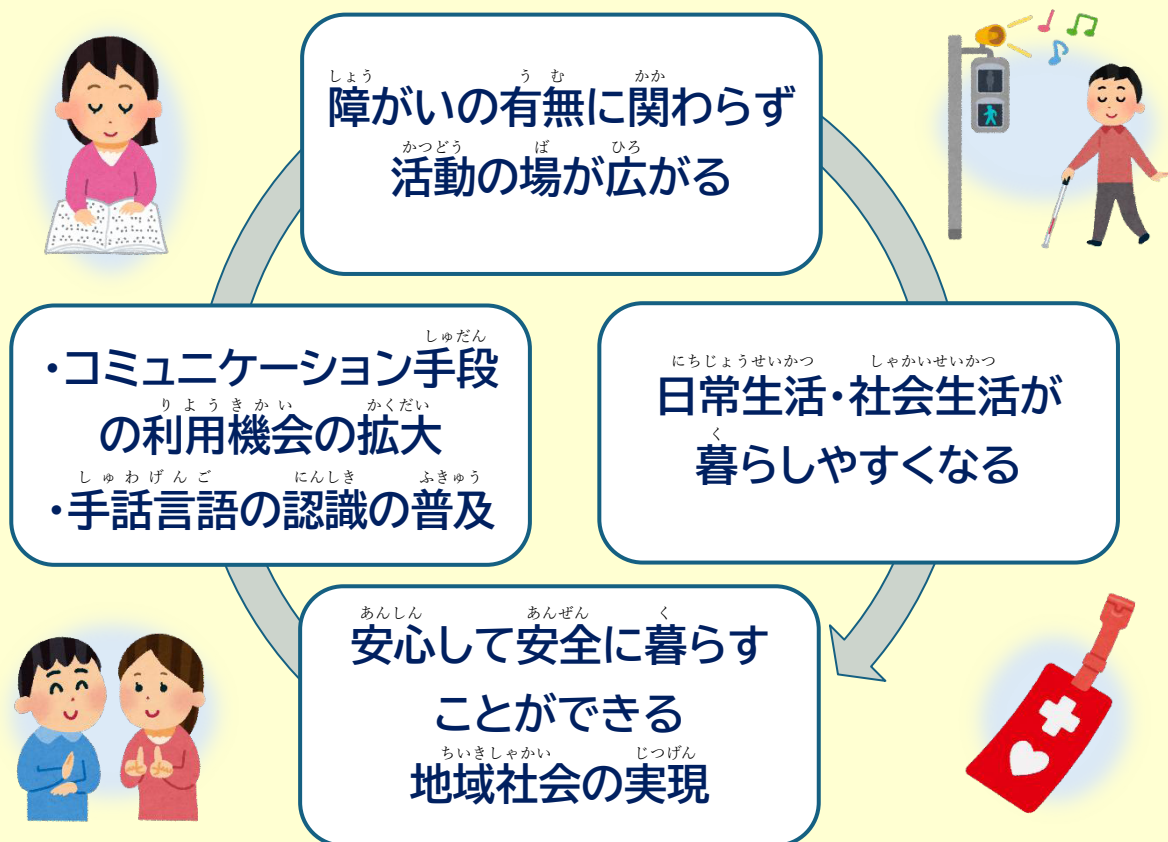
はこだてししょうしゃじょうれい 函館市障がい者コミュニケーション条例

はこだてししゅわげんごじょうれい 函館市手話言語条例

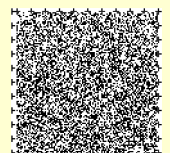
れいわねんがつたちしこう
(令和8年7月1日 施行)

はこだてししょうしゃじょうれい
函館市障がい者コミュニケーション条例では、「障がいの特性に応じた
コミュニケーション手段の利用を促進」を、函館市手話言語条例では、
「手話が言語であるという認識の普及」を進めることで、障がい者や
手話を必要とする全ての人の社会参加の機会が確保され、安心して
安全に暮らすことができる地域社会の実現を目的として制定されました。

ず
(イメージ図)



はこだてし
函館市



おも しょう とくせい しゅだん いちれい 主な障がい^の特性とコミュニケーション手段^(※一例です。)

しかくしょう 視覚障がい

まったく見えない方から、ぼやけて見える方、視野が狭い方、色が違って見える方など様々です。
見える情報を言葉や音にして伝えることで、情報を得ています。
弱視の方には、拡大文字が基本ですが、その人の見え方によって、小さくなければ読めない方もいます。

(コミュニケーション手段)点字、代筆・代読、拡大文字、白黒反転文字、音声読み上げアプリ、音声読み上げソフト(対応するデータ資料の作成が必要です)

ちょうかくしょう 聴覚障がい

全く聞こえない方から聞こえにくい方まで様々で、言語障がいを伴う方もいます。
音声による情報が得にくく、後ろからの音声に気づけません。また、外見からはわかりにくく、気づかれない場合があるので、正面にまわって話しかける工夫が必要です。
視覚を中心に情報を得ています。補聴器や人工内耳と併せて、視覚による情報で内容を補っている方もいます。

(コミュニケーション手段)手話、要約筆記、指文字、筆談、文字起こしアプリなど

もう しゃ 盲ろう者 (しかく ちょうかく ちょうふくしょう (視覚と聴覚の重複障がい))

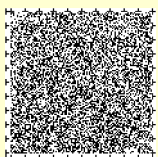
障がいになった経緯や程度により、個性が高く、コミュニケーション方法が多様です。
聴力が残っている方には、口を大きく開け、ゆっくり分かりやすい言葉で話します。
視力が残っている方には、太めのマーカーを使って、少し大きめに楷書体で書きます。
全く見えない、聞こえない方には、本人の手のひらに一文字ずつ平仮名、カタカナで書いて伝えるのも有効です。
(コミュニケーション手段)接近手話(話し手の距離や手を動かす幅を調整する手話)、触手話(手話を盲ろう者が触って伝える方法)、指点字(盲ろう者の指をタイプライターのキーに見立てて直接触れる方法)など

げんごしょう 言語障がい

失語症の方は、聴覚障がいと同様に、外見から分かりにくく、症状も様々です。
頭に浮かんだ言葉が上手く話せない、相手の言葉の意味を理解するのが難しいなど、話す・聞いて理解する・読む・書くが難しい症状があります。聴覚障がいを伴う場合もあります。

また喉頭を摘出された方は、話すことができません。

(コミュニケーション手段)必要に応じて道具や絵の利用、代用音声(食道発声や人工喉頭を活用する発声方法)、筆談など



しょう ひと しょう しゅだん しょう とくせい ていど
障がいのある人が使用するコミュニケーション手段は、障がいの特性や程度によって、人それぞれです。
コミュニケーションのバリアを取り除くために出来ることを一緒に考えましょう。

その他の身体障がい

神経・筋疾患の難病の方など、音声を出す機能の麻痺や身体の一部が自分の意志と関係なく動いてしまうため、気持ちや考えを伝えるのが困難な方がいます。

(コミュニケーション手段)口文字(口の形や瞬きなどを使い表現し、それを読み取る方法)、透明文字盤(話し手と受け手が文字が書かれた透明なアクリル板を挟んで向かい合い、目線で文字を選ぶことで話す方法)重度障がい者用意伝達装置(視線や指などわずかな動きでも反応するスイッチ、ボタンなどを操作することにより、文字盤やイラストマーク等の選択で意思表示をするための機能を有する専用機器)

精神障がい

外見からはわかりにくく、障がいについて理解されず孤立している方もいます。日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もあります。

(コミュニケーション手段)絵図、絵文字の活用や、一度にたくさんのことを言わない、丁寧にわかりやすい説明を心がける、あいまいな表現を避けるなど

知的障がい

障がいの程度や必要な支援内容は様々です。慣れていることやパターンが決まっているなど見通しがつくと行動できます。一度に多くのことを伝えられると混乱する場合があります。困っていることを上手に伝えられない場合があります。

(コミュニケーション手段)資料にルビを振る、絵図、絵文字など。話すときは、ゆっくりと、意識的に小さく区切って丁寧に説明します。

発達障がい

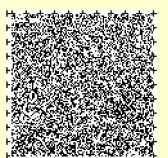
周囲の状況を読み取ったり、人の表情から気持ちを読み取るのが苦手です。あいまいな表現は理解しにくいです。沢山の人がいる場所や不慣れな空間などで相談や打合せする際に、パニック症状を起こす方もいます。場所を変えたり、本人が落ち着くまで、時間をおいてから、本人の意向を確認し、対応します。

(コミュニケーション手段)絵図、絵文字や、丁寧にわかりやすい説明を心がける、あいまいな表現を避けるなど



← 函館市HP 障がい者コミュニケーション条例

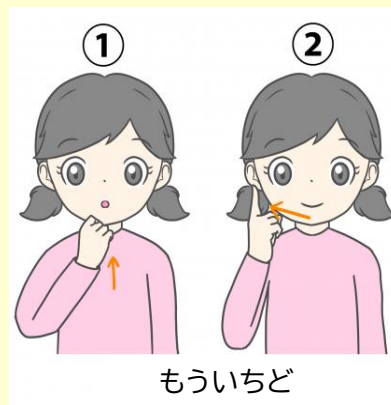
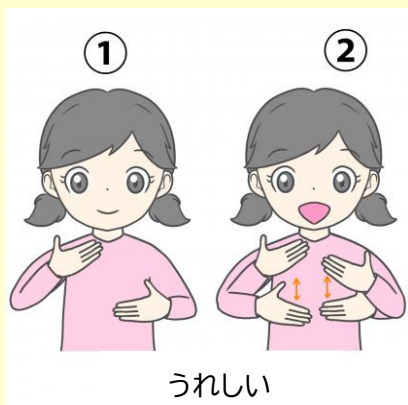
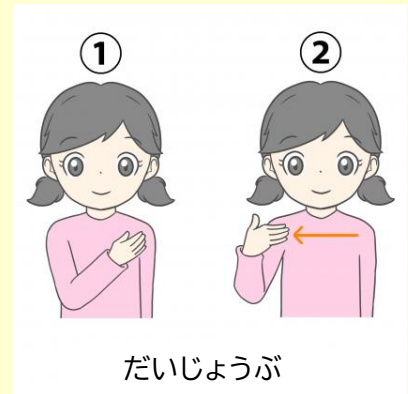
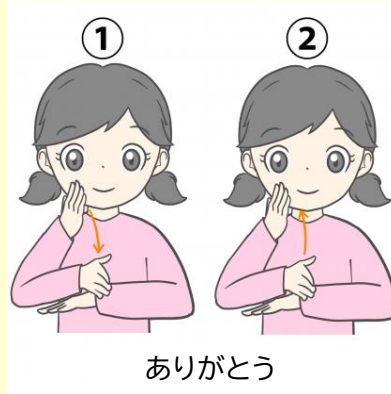
・手話言語条例の逐条解説



しゅわ げんご 手話は言語です

手話は、音声言語である日本語と違い、手や指の動き、表情、身体の動きを使って思いや考えを伝える非音声言語です。

聴覚障がいの方や、やり取りをする必要がある方の間では、手話や指文字(五十音を一音ずつ指で表す表現)を使いながらコミュニケーションをしています。



手話によるコミュニケーションでは、相手のペースを尊重し、表情や動きを確認しながら、落ち着いた環境で対話することが大切です。
何より伝えよう・理解しようとする気持ちが大切です。

～ご存じですか？函館のろう教育の歴史～

函館では明治28年、来函したアメリカ人宣教師の母(C.P.ドレーパー)により、日本で3番目に私立盲学校が開かれました。その後、明治35年に啞生部ができ、ここから北海道のろう教育が始まり、先人たちによって、大切に手話が守られてきました。

(お問い合わせ) 函館市保健福祉部 障がい保健福祉課

(電話番号) 0138-21-3263 (FAX) 0138-27-2770

(メールアドレス) shougai-jourei@city.hakodate.hokkaido.jp

